●届出を対象とした募集（売出）金額

募集金額

ブックビルディング方式による募集	473,611,500 円

売出金額

（引受人の買取引受による売出し）

ブックビルディング方式による売出し	1,181,825,000 円

(オーバーアロットメントによる売出し)

ブックビルディング方式による売出し	260,760,000 円

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

●募集の方法

２ 【募集の方法】

2026 年 12 月 3 日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４ 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第１ 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(2026 年 11 月 25 日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第 246 条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	－	－	－
入札方式のうち入札によらない募集	－	－	－
ブックビルディング方式	271,800	473,611,500	278,595,000
計(総発行株式)	271,800	473,611,500	278,595,000

(注) １ 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

２ 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

３　発行価額の総額は、会社法第 199 条第１項第２号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

４　資本組入額の総額は、増加する資本金の額であります。発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第１項に従い算出される資本金増加額の２分の１相当額とする予定であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,050 円)の２分の１相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。

５　有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,050 円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は 557,190,000 円となります。

●募集の条件

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

⑵ 【ブックビルディング方式】

発行価格(円)	引受価額(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位(株)	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自　2026 年 12 月４日(金) 至　2026 年 12 月９日(水)	未定 (注) 4	2026 年 12 月 10 日(木)

(注) 1　発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2026 年 11 月 25 日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、発行価格等決定日(2026 年 12 月３日)に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

２　2026 年 11 月 25 日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価額と発行価格等決定日に決定する予定の発行価格及び引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３　2026 年 11 月 10 日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとす

ること、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、発行価格等決定日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。

４　申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

５　株式受渡期日は、2026 年 12 月 11 日(金)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。

当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

６　申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

７　申込みに先立ち、2026 年 11 月 26 日(木)から 2026 年 12 月２日(水)までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

８　引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

●株式の引受け

４　【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数(株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	271,800	買取引受けによります。 引受人は新株式払込金として、2026 年 12 月 10 日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	－	271,800	－

(注) １　引受株式数は、2026 年 11 月 25 日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

２　上記引受人と発行価格等決定日(2026 年 12 月３日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

●売出要項

３ 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	－	－	－
	入札方式のうち入札によらない売出し	－	－	－
	ブックビルディング方式	127,200	260,760,000	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	－	127,200	260,760,000	－

(注) １ オーバーアロットメントによる売出しは、「第１ 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

２ オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、上場(売買開始)日(2026 年 12 月 11 日)から 2027 年１月８日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 ２．グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

３ 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

４ 「第１ 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

５ 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,050 円)で算出した見込額であります。

６ 振替機関の名称及び住所は、「第１ 募集要項 １ 新規発行株式」の(注)２に記載した振替機関と同一であります。

●募集又は売出しに関する特別記載事項

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

１．東京証券取引所グロース市場への上場について

当社普通株式は、「第１　募集要項」における募集株式及び「第２　売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社(以下、「主幹事会社」という。)として、2026 年 12 月 11 日に東京証券取引所グロース市場へ上場される予定であります。

２．グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、2027 年１月８日を行使期限として当社株主から付与される予定であります。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から 2027 年１月８日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

３．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である田原眞一、売出人である小縣信也及び伊澤智也、並びに当社の株主であるＴＳ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後 180 日目の日（2027 年６月８日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、売出人であるＴＳＶ１号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後 90 日目の日（2027 年３月 10 日）までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及び本募集等における発行価格又は売出価格の 1.5 倍以上の価格で、主幹事会社を通して又は主幹事会社に対して発注することにより売却すること等を除く。）を行わない旨を合意しております。

さらに、当社の新株予約権を保有する伊澤智也、福島昌吾及びその他 23 名は、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、グリーンシューオプション、株式分割及びストックオプション又は譲渡制限付株式報酬(ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつロックアップ期間中における発行等の累計による潜在株式ベースの希薄化率が１％を超えないものに限る)にかかわる発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部　株式公開情報　第２　第三者割当等の概況」をご参照下さい。

４．目論見書の電子交付

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、本募集及び引受人の買取引受けによる売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、書面ではなく、全て電子交付により行います。目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます(金融商品取引法第 27 条の 30 の９第１項、企業内容等の開示に関する内閣府令第 23 条の２第１項)。したがって、当該同意が得られない場合、また、当該同意が撤回された場合(企業内容等の開示に関する内閣府令第 23 条の２第６項)は、目論見書の電子交付はできませんが、本募集及び引受人の買取引受けによる売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しにおいて、引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ当社普通株式を販売します。

当社は、ペーパーレス化が社会的に浸透しつつある中、環境への負荷の低減のため、目論見書の電子交付が時流に沿った取組であると考えており、今回目論見書の完全電子化を実施いたします。なお、完全電子化に伴い削減したコストにつきましては、新規事業を含めた中長期的な事業拡大と企業価値向上のための投資に充当いたします。

●主要な経営指標等の推移

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第３期	第４期	第５期	第６期	第７期	第８期
決算年月		2021 年４月	2022 年４月	2023 年４月	2024 年４月	2024 年 11 月	2025 年 11 月
売上高	(千円)	262,382	343,143	621,302	521,726	577,512	1,298,568
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	47,621	67,791	157,053	△100,122	88,694	227,014
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	37,342	47,964	109,623	△74,734	57,441	153,644
資本金	(千円)	3,000	3,000	63,000	63,000	63,000	63,000
発行済株式総数	(株)	300	30,000	32,400	32,400	32,400	32,400
うち普通株式	(株)	300	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
うちＡ種優先株式	(株)	―	―	2,400	2,400	2,400	2,400
純資産額	(千円)	113,766	161,730	391,063	316,328	373,770	527,414
総資産額	(千円)	197,645	385,828	692,428	740,632	968,397	1,388,402
１株当たり純資産額	(円)	379,222.18	5,391.02	9,035.46	6,544.29	84.59	135.80
１株当たり配当額(うち１株当たり中間配当額)	(円)	―(―)	―(―)	―(―)	―(―)	―(―)	―(―)
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	(円)	124,476.30	1,598.80	3,536.36	△2,306.63	17.73	47.42
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	―	―	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	57.56	41.92	56.48	42.71	38.60	37.99
自己資本利益率	(%)	19.63	34.82	39.66	△21.13	16.65	34.10
株価収益率	(倍)	―	―	―	―	―	―
配当性向	(%)	―	―	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	―	―	―	264,408	―

投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	―	―	―	―	△36,516	―
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	―	―	―	―	△20,058	―
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	―	―	―	―	736,186	―
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	12 (－)	16 (－)	28 (－)	47 (1)	56 (1)	72 (1)

(注) １．2024 年７月 29 日開催の定時株主総会決議により、決算期を４月 30 日から 11 月 30 日に変更しました。従って、第７期は 2024 年５月１日から 2024 年 11 月 30 日までの７ヶ月間となっております。

２．第６期は、第６期末において「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号　2020 年３月 31 日）等を適用し、当該適用に伴う累積的影響額により売上高が減少したことから、経常損失及び当期純損失を計上しております。

３．A 種優先株式のすべてについて、その所有者である株主から普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、2026 年８月 25 日付で自己株式として取得し、その対価として A 種優先株式１株に付き、普通株式１株を交付しております。また、当社が取得した A 種優先株式のすべてについて、会社法第 178 条に基づき同日付で消却しております。

４．１株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。

５．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

６．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第６期においては１株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

７．株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

８．第７期の投資活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっているのは、主にソフトウエア等の無形固定資産の取得による支出によるものです。また、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっているのは、長期借入金の返済によるものです。

９．第８期より連結財務諸表を作成しているため、第８期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー、現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

10．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間平均雇用者数を( )外数で記載しております。

11．第７期及び第８期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)に基づき作成されており、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、有限責任大有監査法人による監査を受けております。なお、第３期から第６期の財務諸表については、会社計算規則(平成 18 年法務省令第 13 号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該監査を受けておりません。

12．当社は、2026 年８月 10 日開催の取締役会決議により、2026 年８月 27 日付で１株につき 100 株の割合で株式分割を行っておりますが、第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

13. 当社は、2022 年４月 25 日付で１株につき 100 株の割合で株式分割を行っており、また 2026 年８月 10 日開催の取締役会決議により、2026 年８月 27 日付で１株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現　日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成 24 年８月 21 日付東証上審第 133 号)に基づき、第３期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第３期から第６期の数値(１株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任大有監査法人の監査を受けておりません。

回次	第３期	第４期	第５期	第６期	第７期	第８期
決算年月	2021 年４月	2022 年４月	2023 年４月	2024 年４月	2024 年 11 月	2025 年 11 月
１株当たり純資産額 (円)	37.92	53.91	90.35	65.44	84.59	135.80
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△) (円)	12.45	15.99	35.36	△23.07	17.73	47.42
潜在株式調整後１株当たり当期純利益 (円)	―	―	―	―	―	―
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額) (円)	― (－)	― (－)	― (－)	― (－)	― (－)	― (―)

(参考情報)

当社は、2024 年７月 29 日開催の定時株主総会決議により、決算期を４月 30 日から 11 月 30 日に変更しました。当該決算期変更は、受注が集中する３月から５月頃が期末及び期初に重なることを避け、受注状況等を踏まえた事業計画の策定及び予算管理を行いやすくすることを目的としたものです。そのため、比較可能性の観点から参考情報として、当社の 2023 年 12 月１日から 2024 年 11 月 30 日の１年間に係る主要な経営指標等の推移を記載しております。なお、有限責任大有監査法人による金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査は受けておりません。

	自　2023 年 12 月１日 至　2024 年 11 月 30 日
売上高 (千円)	906,471
売上原価 (千円)	131,411
売上総利益 (千円)	775,059
販売費及び一般管理費 (千円)	634,546
営業利益 (千円)	140,513
経常利益 (千円)	159,966

●関係会社の状況

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金(千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社 KICONIA WORKS	東京都渋谷区	3,200	AI を中心とした最新テクノロジーを用いた開発・伴走支援事業	100.0	役員の兼任ありシステム開発の委託

(注) 1．有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2．特定子会社に該当する会社はありません。

●従業員の状況

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026 年 9 月 30 日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
AI ソリューション事業	90 (1)
合計	90 (1)

(注) 1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、最近 1 年間の平均人員を(　)外数で記載しております。

2．当社グループは AI ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2026 年 9 月 30 日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
76(1)	36.0	2.2	5,884,653

(注) 1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、最近１年間の平均人員を(　)外数で記載しております。

２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

３．当社グループは AI ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

当社及び連結子会社いずれの会社も、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成３年法律第 76 号)」の規定による公表義務の対象ではありませんが、人的資本経営の観点から、参考として提出会社の管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率は以下のとおりとなります(いずれも 2026 年 7 月 31 日現在)。

・提出会社の管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合：21.1%

・提出会社の男性労働者の育児休業取得率：100%

（注）提出会社の男性労働者の育児休業取得率は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第 76 号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成３年労働省令第 25 号）第 71 条の６第１号における育児休業等の取得割合を算出したものです。

●所有者別状況

(4) 【所有者別状況】

2026 年 10 月 31 日現在

区分	株式の状況(1 単元の株式数 100 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	―	―	―	2	―	―	5	7	―
所有株式数(単元)	―	―	―	19,900	―	―	12,500	32,400	―
所有株式数の割合(%)	―	―	―	61.42	―	―	38.58	100.00	―

(注) 1．2026 年 8 月 10 日開催の取締役会決議により、2026 年 8 月 27 日付で 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は 3,207,600 株増加し、3,240,000 株となっております。

2．2026 年 8 月 26 日開催の臨時株主総会において、定款変更が決議され、2026 年 8 月 27 日付で 1 単元を 100 株とする単元株制度を採用しております。

●株主の状況

第３ 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
ＴＳ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社 ※１、２	東京都港区北青山一丁目３番３号	1,750,000	48.47
田原　眞一　※１、３	東京都港区	631,700	17.50
小縣　信也　※１、４	兵庫県淡路市	450,000	12.46
伊澤　智也　※１、４、６	東京都中央区	360,000 (210,000)	9.97 (5.82)
ＴＳＶ１号投資事業有限責任組合　※１	東京都中央区日本橋二丁目 11 番２号	240,000	6.65
福島　昌吾　※１、７	東京都品川区	47,800 (30,000)	1.32 (0.83)

書上　拓郎　※5	–	17,300 (17,300)	0.48 (0.48)
–　※8	–	6,500 (6,500)	0.18 (0.18)
–　※8	–	6,000 (6,000)	0.17 (0.17)
–　※9	–	5,700 (5,700)	0.16 (0.16)
–　※8	–	5,400 (5,400)	0.15 (0.15)
–　※8	–	5,000 (5,000)	0.14 (0.14)
–　※8	–	5,000 (5,000)	0.14 (0.14)
–　※8	–	5,000 (5,000)	0.14 (0.14)
–　※8	–	3,500 (3,500)	0.10 (0.10)
–　※8	–	3,500 (3,500)	0.10 (0.10)
–　※8	–	3,400 (3,400)	0.09 (0.09)
–　※8	–	3,400 (3,400)	0.09 (0.09)
–　※8	–	3,300 (3,300)	0.09 (0.09)
–　※8	–	3,200 (3,200)	0.09 (0.09)
–　※8	–	3,000 (3,000)	0.08 (0.08)
–　※8	–	2,700 (2,700)	0.07 (0.07)
–　※9	–	2,600 (2,600)	0.07 (0.07)
日熊　悠太　※6	–	2,400 (2,400)	0.07 (0.07)

－ ※８	－	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
－ ※９	－	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
銭谷　美幸 ※４	－	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
田中　優子 ※４	－	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
－ ※８	－	1,900 (1,900)	0.05 (0.05)
－ ※８	－	1,700 (1,700)	0.05 (0.05)
－ ※８	－	1,700 (1,700)	0.05 (0.05)
－ ※８	－	1,700 (1,700)	0.05 (0.05)
－ ※８	－	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
－ ※８	－	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
－ ※８	－	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
加藤　俊治	茨城県取手市	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
小泉　誠	東京都世田谷区	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
瀬川　岳則	東京都世田谷区	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
金子　周平	東京都港区	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
－ ※８	－	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)

－ ※8	－	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
－ ※8	－	1,200 (1,200)	0.03 (0.03)
－ ※8	－	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
－ ※8	－	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
－ ※8	－	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
－ ※8	－	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
－ ※8	－	800 (800)	0.02 (0.02)
－ ※8	－	800 (800)	0.02 (0.02)
－ ※8	－	800 (800)	0.02 (0.02)
－ ※8	－	800 (800)	0.02 (0.02)
－ ※8	－	800 (800)	0.02 (0.02)
その他 19 名	－	6,400 (5,900)	0.18 (0.16)
計	－	3,610,300 (370,300)	100.00 (10.26)

(注) 1．「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

※1　特別利害関係者等(大株主上位 10 名)

※2　特別利害関係者等(当社代表取締役社長兼 CEO が議決権の過半数を有する会社)

※3　特別利害関係者等(当社代表取締役社長兼 CEO)

※4　特別利害関係者等(当社取締役)

※5　特別利害関係者等(当社子会社代表取締役)

※6　特別利害関係者等(当社子会社取締役)

※7　元当社取締役

※8　当社従業員

※9　当社子会社従業員

2．(　)内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数です。

３．株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。